

## 予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

## 事業名 私立高等学校等中途退学者学び直し支援補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

子ども・女性部 私学振興課 私学助成係

電話番号：058-272-1111（内3033）

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,724千円 (前年度予算額： 4,666千円)

## &lt;財源内訳&gt;

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,666	4,666	0	0	0	0	0	0	0
要求額	11,724	8,793	0	0	0	0	0	0	2,931
決定額									

## 2 要求内容

## (1) 要求の趣旨（現状と課題）

国の平成26年度当初予算により、高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間経過後も継続して授業料の支援を行う。

令和8年度からは、経済的事情による教育格差を是正し、子育て世帯への支援を強化する観点から、所得要件撤廃及び支給上限額拡充の制度見直しが行われた。ただし、就学支援金新制度の対象外となる外国籍又は外国人学校の生徒については、従前の支援制度と同等の水準で支援を継続する。

## (2) 事業内容

- ・県内の私立高等学校等に在籍する生徒が、学校設置者を通じて県に申請し、学校設置者が生徒に代わって中途退学者学び直し支援金を受領して授業料に充当する。
- ・支給期間の上限は、全日制12月、通信制24月まで支給。
- ・定額授業料を設定する学校（課程）の生徒については、私立高校の平均授業料を勘案した額（月額28,100円）を上限額として支給する。ただし、就学支援金新制度の対象外となる外国籍及び外国人学校の生徒については、従前の支援制度と同等の支援額（年収590万円未満程度の世帯に月額9,900円、年収590万円以上910万円未満程度の世帯に月額24,750円）を上限として支援する。
- ・単位あたり授業料を設定する学校（課程）の生徒については、月額授業料を設定する学校と同じく、私立高校の平均授業料を勘案した額に履修単位数を乗じた額を上限として支給する。ただし支給上限単位数は通算74単位までとする。

### (3) 県負担・補助率の考え方

県負担・補助率の考え方

【補助率】 国3／4、県1／4

### (4) 類似事業の有無

- 私立高等学校等就学支援補助金

## 3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	11,724	学び直し支援補助金（私立学校）
合計	11,724	

### 決定額の考え方

--

## 4 参考事項

### (1) 国・他県の状況

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱により、すべての都道府県が適用される。

### (2) 事業主体及びその妥当性

国は、県の補助事業に対して補助することとしているため、県が実施

# 事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す者に対し、教育に係る経済的負担の軽減を目的として、学び直し支援金を支給する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R )	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R )	達成率
①						
②						

### ○指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない

### (これまでの取組内容と成果)

令和 4 年 度	県内の私立高等学校等に在学する対象の生徒に対し、学び直し支援金を支給した。
令和 5 年 度	県内の私立高等学校等に在学する対象の生徒に対し、学び直し支援金を支給した。
令和 6 年 度	県内の私立高等学校等に在学する対象の生徒に対し、学び直し支援金を支給した。

## 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

#### ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 2	国民的な教育機関となっている高等学校等で学ぶことによる教育の効果は広く社会に還元されるものであることから、その教育費について社会全体で負担していくという点で必要性が高い。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない
(評価) 2	高等学校等を中途退学した者が、再び高等学校等で学び直す場合に、私立高等学校等で安心して教育を受けることができるよう、家庭の経済的負担軽減が図られている。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている
(評価) 1	学校設置者が生徒の代理で受領し、授業料と相殺することになっており、簡便かつ確実に授業料負担の軽減が図られている。

### (今後の課題)

#### ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

平成26年度から創設された補助金であり、低中所得者層の教育費負担の軽減を図っているため、対象の生徒が増加することが見込まれる。

### (次年度の方向性)

#### ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

保護者等の教育費負担の軽減を図ることを通じて、教育の機会均等に資することができるよう、対象となる私立高等学校等生徒に対して、今後も学び直し支援金を支給する。

### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	